

大阪経済記者クラブ会員各位
〈同時配布：近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ〉

「淀川アーバンキャンプ2016」の開催 と出店者の募集について

～淀川における賑わい創出事業を実施する事業者を募集します～

【お問合せ先】大阪商工会議所 地域振興部（担当：常深、小林）
TEL:06-6944-6323 FAX:06-6944-6330

- 大阪商工会議所は、国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所とともに、秋の大型連休期間（9月17日～9月25日）、淀川河川公園の西中島地区において、淀川の活性化と賑わいづくりを目的とした実証事業「淀川アーバンキャンプ2016」を実施する。
- 本日より、カフェやレストラン等の飲食提供、アウトドア体験、水上スポーツなど様々なプログラムを実施する事業者を募集する。募集期間は6月20日まで。選定結果は6月30日以降発表予定。
- 「淀川アーバンキャンプ」は、淀川の河川空間において、民間事業者が飲食や水辺アクティビティ等の賑わい創出事業を展開し、来訪者が淀川の魅力をより深く、より快適に楽しめるようにするほか、民間事業者が河川空間を利活用するうえでの課題やニーズを探り、官民連携による賑わい創出事業の継続可能性を検証するもの。
- 会場周辺には、淀川河川公園が管理する「バーベキュー広場」があり、昨年9月の週末には1日約1000人が利用していることから、さらなる賑わいの可能性を探る。

「淀川アーバンキャンプ2016」出店者募集概要

1. 募集期間：平成28年5月23日（月）～6月20日（月）
 2. 募集部門：① 飲食、物販部門
 - ・カフェ、レストラン、キッチンカーの出店
 - ・コンビニカー等を用いた物販
 - ・アウトドア用品の展示販売 等② 水辺アクティビティ・プログラム部門
 - ・アウトドア体験や水上スポーツなどのプログラム
 - ・生き物観察会等、淀川の自然に親しむプログラム
 - ・屋外映画鑑賞会、演奏会等 等
 3. 事業期間：平成28年9月17日（土）～9月25日（日）
 4. 事業場所：淀川河川公園 西中島地区およびその周辺
 5. 出店料：無料
- ※主催者が応募事業者の審査を行い、選定された事業者のみ出店可能。

以上

【添付資料】（資料1）「淀川アーバンキャンプ2016」開催概要
（資料2）「淀川アーバンキャンプ2016」募集要項

「淀川アーバンキャンプ2016」開催概要

1. 趣 旨

淀川の河川空間において、カフェやレストラン等の飲食提供、アウトドア体験、水上スポーツなど、来訪者が淀川の魅力をより深く、より快適に楽しむための様々なプログラムを実施し、賑わいの創出を図るとともに、民間事業者が河川空間を利活用するうえでの課題やニーズを探り、官民連携による賑わい創出事業の継続可能性を検証する。

2. 主 催： 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪商工会議所

3. 期 間： 平成28年9月17日(土)～9月25日(日)

4. 会 場： 淀川河川公園 西中島地区およびその周辺

(※アクセス：阪急南方駅もしくは地下鉄西中島南方駅より徒歩7分)

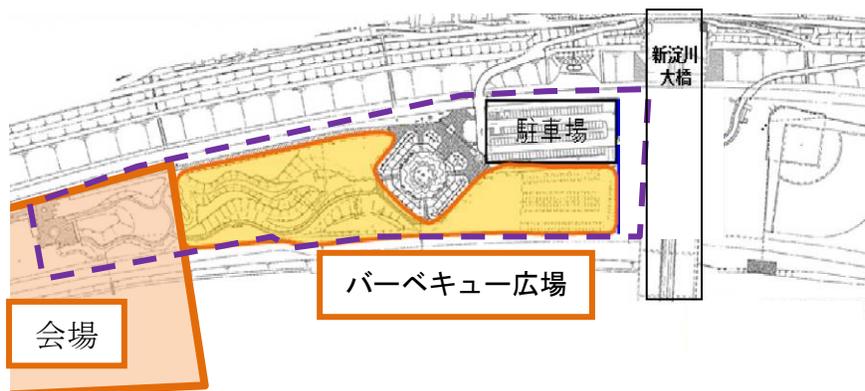


5. 内容 (予定)：

- ・カフェやレストラン、キッチンカー等による飲食の提供及び物販
- ・アウトドアワークショップ、水上スポーツ体験、屋外映画鑑賞会などイベントプログラムの実施、等

6. 集客見込み等：

- ・会場に隣接して、「バーベキュー広場」(管理運営：淀川河川公園)があり、秋の大型連休期間には、1日あたり約1000人の利用が想定されている。
- ・昨年度、淀川河川敷十三大橋付近にて開催した「淀川アーバンキャンプ2015」(9/19)には、約300名の集客があった。



「バーベキュー広場」

営業時間：9:00～16:45

利用料金 500円/1名

平均利用者数：約2万人/月

※昨年9月の平均利用者数

(平日) 約30人/日

(土日祝) 約1050人/日

最大収容人数：約3,000人

駐車場：約280台

「淀川アーバンキャンプ2016」募集要項

1. 淀川アーバンキャンプ2016の概要

1-1. 趣旨

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（淀川河川公園管理センター）と大阪商工会議所は、淀川の河川空間を活用した新たな賑わい創出のモデル事業として、「淀川アーバンキャンプ2016」（9/17～9/25）を開催します。

本事業の実施によって、地域の人々が淀川のもつ豊かな自然環境をより身近に、より快適に親しめるよう、今後、官民連携による新たな賑わい創出事業の継続可能性について検証します。

本要項は、この“淀川の河川空間を活用した新たな賑わい創出事業”に賛同し、事業を実施する事業者を募集するものです。

1-2. 昨年までの取り組み

国土交通省では平成26年3月、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の価値を見いだす機会を提供する取り組みとして、「ミズベリング・プロジェクト」を開始しました。

また、淀川でもこのプロジェクトの一環として、昨年9月に「淀川アーバンキャンプ2015」を開催しました。

(1) 国土交通省「ミズベリング・プロジェクト」

これまで河川空間の利用は、洪水等から生活を守る治水の観点から厳しく制限されてきましたが、近年では規制緩和が進み、全国の河川において、地域のニーズによる民間事業者の活動が可能になってきました。そのような中、「ミズベリング・プロジェクト」はかつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の可能性を創造していくプロジェクトとして始まりました。

ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語です。水辺に興味を持つ人々や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と新しい賑わいを生み出すムーブメントを起こしていきます。



ミズベリング概念図

(2) 淀川アーバンキャンプ 2015

「ミズベリング・プロジェクト」の一環として、淀川では、淀川の新たな利活用の提案と検証を行う「淀川アーバンキャンプ 2015」（主催＝大阪商工会議所、共催＝国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所）を、昨年 9 月に実施しました。

「淀川アーバンキャンプ 2015」では、下記のコンセプトのもとに、淀川河川敷を活用したキャンプサイトの設置や飲食サービスの提供、淀川水面を活用した水辺アクティビティ提供等を試行しました。

- ① 淀川がもつ自然的・歴史的・空間的な魅力と調和し、それらをひきたたせる場の創造
- ② 都心にいながら大自然を感じられるという淀川の立地性を活かした、「アーバンリゾート」コンテンツの展開
- ③ 来訪者が淀川の魅力をさらに深く体感できるプログラムの実施

2. 民間事業者募集の概要

2-1. 募集の概要

1. の趣旨、昨年までの取り組みを踏まえ、「淀川アーバンキャンプ 2016」として淀川の河川空間を活用した、新たな賑わい創出事業を実施する事業候補者を募集します。

なお、募集にあたっては下記の 2 部門を設けますが、部門にこだわらない事業の提案も可能とします。

【募集部門】

① 飲食、物販部門

(事業の具体例)

- ・カフェ、レストラン、キッチンカーの出店等
- ・コンビニカー等を用いた物販
- ・アウトドア用品の展示販売等

② 水辺アクティビティ・プログラム部門

(事業の具体例)

- ・クルーズ、手漕ぎボート、サップボード等、水面を使ったアクティビティ
- ・アウトドアワークショップ、スポーツ体験会等、アウトドアやスポーツに関するプログラム
- ・生き物観察会、植物をつかったワークショップ等、淀川の自然に親しむプログラム
- ・屋外映画鑑賞会、演奏会等、文化的なプログラム

※ ①、②については飲食、物販や単独のアクティビティに留まらず、河川利用者の利便性、快適性の向上につながる淀川水辺の新たな賑わい空間を創出するため、複数の事業者のプログラムと組み合わせて実施することも想定しています。

2-2. 対象期間、時間

■期間：平成 28 年 9 月 17 日（土）～9 月 25 日（日）

※主な実施日は上記期間中の土日祝日を想定していますが、応募者の意向に応じ、期間中の平日の実施も可能とします。

※応募数やプログラムに応じて開催日の調整をお願いすることがあります。

■時間：淀川河川公園の開園時間である 9：00～17：00 の出店(展)を原則とします。

ただし、事業の提案内容によっては条件付きで時間外の出店(展)も可能とします。

※来場者の時間外の駐車場利用は禁止（時間外の車両の出し入れは不可）。

※事業者が出店(展)、プログラムを実施するエリア以外は立ち入り禁止とします。

2-3. 出店（展）料

出店（展）料は無料。

※主催者が応募事業者の審査を行い、選定された事業者のみ出店可能です。

2-4. 対象エリア

淀川河川公園の西中島エリア（西中島地区およびその周辺）

ただし、事業の提案内容によっては条件付きで対象エリア外の出店(展)も可能とします。

【対象エリア位置図】



【出店(展)部門別対象エリア】



※参考 【西中島エリア周辺図】



※対象エリアに隣接して、淀川河川公園が管理運営する BBQ エリアがあります。

※参考 【BBQ エリア図】



(BBQ エリアは木杭と黄色いロープで囲われています。)

- ・ BBQ 営業時間：9:00～16:45（6～8月 は 9:00～18:45）
- ・ 利用料金 500 円/1 名（小学生以下、65 歳以上、障がい者手帳をお持ちの方は無料）
- ・ 平均利用者数：約 2 万人/月
（昨年 9 月の平均利用者数 平日：約 30 人/日、土日祝日：約 1050 人/日）
- ・ 最大収容人数：約 3,000 人
- ・ 駐車場：約 280 台

2-5. 出店基本概要

※主に飲食事業者について

1) 形態

2-3 で示した対象エリア内に、主催者で用意するテント（2間×3間）を設置するか、もしくは応募者が持ち込むケータリングカー（キッチンカー）等が営業できるスペース（6m×4m）を確保します。

※ただし、事業の提案内容によっては条件付きで上記以外の出店形態も可能とします。

2) 主催者が用意する設備等

- ・テント(2間×3間)・・・各事業者につき1台
- ・テーブル(W1,800×D600×H700)・・・各事業者につき2台
- ・電気(単相100V、15A、1回路)・・・各事業者につき2口
- ・水道・・・会場内に設置するシンク、水道設備を共同使用
- ・仮設トイレ・・・会場内、会場周辺に準備するものを共同使用
- ・ゴミ箱(来場者用)・・・会場内、会場周辺に準備するものを共同使用

3) 事業者が用意する設備等

- ・販売に関する什器・備品等
- ・飲料用水
- ・その他応募者が必要とする電源、ガス、水
- ・事業者が独自に用意するテント、テーブル、イス等

※設備（仮設物）の設置については、主催者の許可が必要となります。

※事業者が用意する設備等にかかる資材の調達並びに、設営、撤去、原状回復に関する費用は応募者の負担とします。

4) 警備等

- ・当日の来場者の誘導・整理は事業者の責任となります。
- ・会場内の夜間警備(プログラム終了から翌日の朝まで)は主催者で行いますが、破損、盗難等のリスクを十分に考慮し、事業者でも設備、備品の管理をお願いします。

5) 留意事項

- ・運搬車両や冷凍車等は、河川公園内の駐車場に各事業者1台まで駐車可能です。(運搬車両等の入場は各事業者2台まで。2tショートを越える車両は不可)
- ・水道は飲料用ではありません。飲料用水は事業者が用意してください。
- ・汚水：油分を含むもの、煮汁、ゆで汁等すべて事業者が持ち帰ってください。
- ・ゴミ処分：各ブースのゴミは事業者持ち帰ってください。なお、会場内のゴミ箱内は主催者が処分します。
- ・大阪市淀川区保健福祉センターの食品衛生注意事項に従うこと。(紙皿等の使用等)

3. 応募方法

3-1. スケジュール

事業公募および実施に向けたスケジュールは下記のとおりです。

- (1) 募集期間：平成 28 年 5 月 23 日（月）～6 月 20 日（月）
- (2) 現地説明会：上記期間中に現地説明会を実施予定。
- (3) 事業者選考：平成 28 年 6 月 21 日（火）～6 月 30 日（木）
ヒアリング：平成 28 年 6 月 21 日（火）～6 月 28 日（火）
書類審査の上、必要に応じてヒアリングを実施します。
- (4) 平成 28 年 6 月 30 日（木）以降：選定事業者の発表
- (5) 平成 28 年 7 月 1 日（金）以降：実施時期に応じて順次ヒアリング、打ち合わせを予定しています。（許認可にかかる資料などの作成を含みます。）

3-2. 応募方法

- (1) 募集期間：平成 28 年 5 月 23 日（月）9:00 ～ 6 月 20 日（月）17:00
- (2) 応募書類：応募申請書（様式 1）、企画提案書（様式 2）
- (3) 応募書類の提出：メールにて以下の事務局宛に応募書類を提出願います。なお、応募書類受領の確認は、事務局より応募者に対して翌営業日中に行います。
- (4) 注意事項：「6. 応募者の参加条件について」を熟読し、条件を満たすことを確認の上、応募してください。

【提出先・問い合わせ先】

「淀川アーバンキャンプ 2016」事務局
淀川河川公園管理センター 担当 企画運営課
メール：yodo-kikaku@yodogawa-park.com
電話：06-6994-0006（担当：来嶋、和田、橋本）

主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪商工会議所

4. 事業者選定

- ① 事業者選定については、様式 1、様式 2 による書類審査および、ヒアリングを基に選定します。
 - ② 選定結果については、平成 28 年 7 月 1 日（金）以降に応募者に連絡するとともに、淀川河川事務所ホームページにて、選定された事業者名および事業の概要を公表します。
- ※なお、選定内容及び結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

5. 運営会議の開催

- ① 選定された事業者をメンバーとする「淀川アーバンキャンプ 2016 運営会議」を設置、開催します。事業者間の具体的な調整や環境整備手法の検討、関係機関との調整など本取り組みの円滑な実施を目的としています。

- ② 事業者は、必ず7月下旬に開催予定の第1回運営会議に出席してください。

6. 応募者の参加条件について

応募者の参加条件はつぎのとおりです。

- (1) 本社会実験に応募する水辺の賑わいづくり事業を実施できる事業者等であること。
- (2) 本社会実験の趣旨、目的を理解の上、「7. 取り組みの実施条件について」を厳守し、実施することができる事業者等であること。
- (3) 事務局との打ち合わせ、他の事業者との調整、運営会議等に出席する事業者等であること。
- (4) 本社会実験に応募する取り組みが公序良俗に反しない事業者等であること。
- (5) 応募にかかる費用は、応募する事業者等が負担すること。
- (6) 「民事再生法」、「会社更生法」に基づく手続きを行っていない事業者等であること。
- (7) 本社会実験に応募する取り組みが法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、許認可等の条件となる免許を有している事業者等であること。
- (8) 自己または、自己の役員等が次のいずれかに該当しないものであることおよび次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ）またはそれらの利益となる活動を行う団体である者
 - (イ) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるときまたは暴力団関係者が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力または暴力団関係者を利用するなどしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (9) 出店資格
 - ・ PL保険(生産物賠償責任保険)に加入済の事業者等であること。
 - ・ 食品衛生責任者の資格を保有する者が現場に常駐できること。
 - ・ 調理に従事するもの者全員の検便の検査を提出できる事業者等であること。

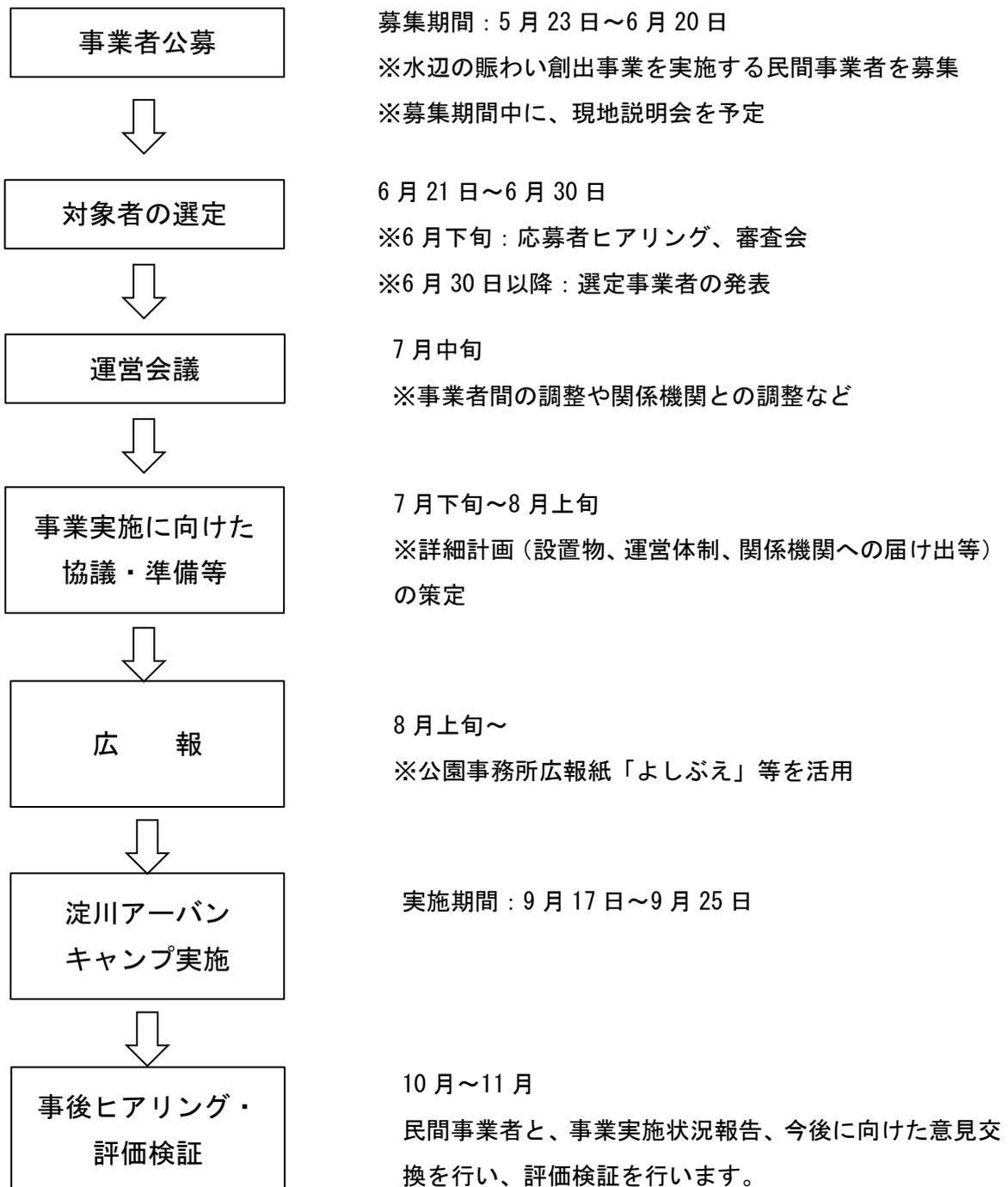
- ・ 応募者本人（法人の場合は代表者もしくは責任者）以外の出店は認めない。
- ・ 大阪府内一円の食品営業許可書を保有していること、または選考通過後に取得し、事前に提出できること。
- ・ アルコール提供・販売は酒税法、道路交通法に従うこと。
- ・ 出店の際は主催者の提示する「出店者マニュアル」および現場での指示に従うこと。
- ・ 音響・映像演出は可能だが、他の公園利用者、地域住民の苦情とならない範囲とする。（周辺にマンション等があることから、および大きな音は出さない、夜間の過度な照明等を行わない等の配慮を行う。厳守出来ない場合は事業を中止していただく場合がある。）
- ・ 搬入出について主催者側の指示に従える方（開園時間中の車両乗り入れは原則不可等）
- ・ 「アーバンキャンプ」のコンセプトを考慮して、そのイメージを損なわない、デザインの演出・装飾・内容のブース出店ができること（応募時に演出・装飾・内容等の記載、提出をすること）。
- ・ 「アーバンキャンプ」のコンセプトを考慮して、当該会場から見える水辺及び周辺の景観との調和を配慮できること。
- ・ 「アーバンキャンプ」のコンセプトに合った飲食提供を行い、オープンカフェ等の運営により、憩い・滞在空間を提供できる出店。
- ・ キャンプ、バーベキュー等アウトドア活動の新たなスタイルや水辺のアクティビティ、スポーツ、文化的活動など、淀川の新たな楽しみ方を提案するプログラムを提供できること。
- ・ その他、主催者が認めた出店

7. 取り組みの実施条件について

その他、取り組みの実施条件については、つぎのとおりです。

- (1) 事業者等は、主催者の指導監督に従うこと。
- (2) 大雨等による出水時等は、対象者に、事業の中止、および設備等の撤去を求める。
- (3) 対象者による事業が関係法令に違反しまたは応募内容に背馳し、若しくは著しく不適切である場合または河川工事その他公益上やむを得ない必要がある場合には、主催者は、事業を取りやめさせることがある。
- (4) 事業者等は、設備（工作物）の設営または事業が原因し、河川管理施設を損傷したときは、すみやかに主催者に届け出て、その指示に従うこと。また、設備（工作物）の設営または事業が原因し第三者に損害を与えた場合は、事業者等が解決にあたること。
- (5) 事業者等は、設備（工作物）の設営の実施方法および工程について、実施の2週間前までに主催者に書面で届け出ること。
- (6) 事業が終了したあと、主催者は、河川管理施設を現状に回復する等、河川管理上必要な措置を指示することがある。対象者は、当該原状回復終了後、主催者の検査をうけること。
- (7) 公募区域は河川区域内であるため、災害時に備えて、事業者等は、責任者や窓口等連絡体制を構築し、主催者に届け出ること。また、災害発生時には、避難等について主催者の指示に従うこと。
- (8) 事業者等は、事業の実施にかかる自らのリスクが担保できる保険に加入すること。事業者等は設備（工作物）の設置及び食品（物品）の販売、プログラムの実施に関して発生した事故・苦情に対しての全ての責任を負うこととする。
- (9) 事業者等は、特に緊急性を要する場合、主催者による利用や撤去を認めること。また、この場合の主催者による補償は行わない。
- (10) 事業者等は、近隣に対して、騒音や視線、照明、衛生等の配慮を行うこと。
- (11) 事業者等は、近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- (12) 事業者等は、衛生的な環境確保のため、事業により発生したごみ及び排水は適切に処分すること。
- (13) 事業者等は、社会実験の効果を検証するため、事後ヒアリングに参加すること。
(活動内容や環境整備等の実施状況、利用者数、収支状況等の報告および、今後の賑わい創出にむけた意見交換等)
- (14) 事業者等は、参加にあたり事務局を通じて、関係者、地域との調整を行うこと。
(事業の実施位置、大きさ、営業時間や期間、周辺環境への配慮策等)
- (15) 各種法令を遵守し、警察、保健所、消防等の調整も別途行うこと。

8. 「淀川アーバンキャンプ2016」事業の流れ



9. 主催・問い合わせ先

主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪商工会議所

問い合わせ：「淀川アーバンキャンプ2016」事務局
淀川河川公園管理センター 担当 企画運営課
メール：yodo-kikaku@yodogawa-park.com
電話：06-6994-0006（担当：来嶋、和田、橋本）

〈様式1〉

平成 28 年 月 日

応募申請書

淀川河川事務所 様

【申請者】 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

募集要項の内容を了承し、参加条件を満たしているため、「淀川アーバンキャンプ2016」実
験事業に応募します。

■ 応募者概要

1. 団体名及び担当部署	
2. 所在地	
3. 代表者氏名	
4. 設立年月日	
5. 従業員数	
6. 電話・FAX 番号	(電話) _____ (FAX) _____
7. 事業内容	

■ 応募書類に関する問い合わせ先

1. 所属、役職	
2. 担当者氏名	
3. 電話番号	
4. FAX 番号	
5. メールアドレス	

〈様式2〉

企画提案書

1.実施希望日 <small>※実施希望日が複数の場合は、欄を増やしてご記入ください。</small>	1	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
	2	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
	3	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
2.実施希望エリア	①西中島エリア ②その他 ()		
3.事業の部門 <small>※複数の部門にまたがる場合は該当する全てに○つける。</small>	①飲食・物販部門 ②水辺アクティビティ部門・プログラム部門 ③その他 ()		
4.事業の具体的な内容 <small>※各事業について、販売、参加料、サービス料、事業に対する対価を徴収する場合、その価格を記載すること。</small>			
5.アピールポイント(地域活性化、地域貢献など)			
6.実施体制	準備： ____名	当日： ____名	撤去： ____名
7.設置(使用)するもの <small>(名称/サイズ/外観)</small>	■名称： 、サイズ： 、外観： ■名称： 、サイズ： 、外観： ■名称： 、サイズ： 、外観：		
8.今後の取り組みの展開イメージ			
9.過去の公園や水辺など公共空間における取り組みの実績			

※企画書等別添資料添付 (イメージパース他) 可